

令和 6 年度 事業計画（岩手支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明、議論を実施 ・ 事業主、加入者へ決算及び保険財政の見通しに関する情報発信 ・ 岩手県医療審議会等での、安定した財政運営を行う観点から積極的な意見発信 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>①業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底と標準化・効率化・簡素化の推進 ・ 職員の意識改革及び業務量の多寡・優先度に応じた柔軟な事務処理体制の実践と検証

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

②サービス水準の向上

- ・ サービススタンダード（10日間）の達成率 100%を継続
- ・ 申請時の利便性向上と負担軽減の観点から、加入者・事業主へ郵送申請を推進
- ・ 電話相談体制の強化と標準化推進
- ・ お客様満足度調査・お客様の声に基づく課題抽出と迅速な対応及び研修による電話・窓口対応の接遇品質向上

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な履行
- ・ 海外出産の出産育児一時金にかかる出産の事実確認の徹底
- ・ 不正疑い申請に対する保険給付適正化プロジェクト会議活用及び事業所への立入調査・厚生局への情報提供実施
- ・ 柔道整復施術療養費にかかる多部位かつ頻回、長期かつ頻回申請の多い施術所への警告

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の医師同意・再同意の確認徹底
- ・被扶養者資格の再確認にかかる未送達事業所の所在地調査及び未提出事業所への提出勧奨の徹底

④レセプト点検の精度向上

- ・レセプト内容点検行動計画に基づくシステムを活用した効率的な点検の推進
- ・内容点検の質的向上を目的とする定期的な研修等の実施

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・新規発生債権の早期回収に向けた保険者間調整の積極的な活用
- ・弁護士名を活用した最終催告の積極的な実施
- ・保険証未返納者に対する早期返納催告の実施

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。
- ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする
2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。
※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする。

○ICT化の推進

- ・国の方針を踏まえたマイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化事業等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信 ・医療費・健診等データを活用した岩手県や県内市町村との共同分析の実施 ・加入者への広報及び保健事業計画への反映を目的とした健診・保健指導等に関する分析の実施 ・協会けんぽ調査研究報告書、調査研究フォーラムへの応募を視野に入れた調査研究の実施 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>②外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析の精度を高めるための外部有識者の知見を活用した調査研究の検討 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
--------------------------	---

○健康づくり

①保健事業の一層の推進

- ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

◆生活習慣病予防健診受診者数の拡大

- ・健診機関過疎地域に所在する事業所への集合バス健診実施日程の広報の実施
- ・外部委託機関を活用した生活習慣病未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨の実施
- ・付加健診対象者に対する受診勧奨の実施【新規】
- ・新規適用事業所を対象とした受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診実施委託機関の拡大
- ・健診機関を活用した生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・経済団体等を活用した生活習慣病予防健診及び付加健診広報の実施

◆事業者健診結果データ取得数の拡大

- ・労働局との連名通知による受診勧奨の実施
- ・外部委託機関を活用した電話勧奨の実施
- ・40歳未満の事業者健診結果データ取得勧奨の実施【新規】
- ・被扶養者に対する健診結果票取得勧奨の実施
- ・職員による事業者訪問勧奨
- ・データ提供契約健診機関の拡大交渉の実施

◆被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大

- ・市町村において実施している集団健診会場での健診受診に誘導するダイレクトメールの送付【拡大】
- ・オプション健診（血管年齢、肌年齢測定等）を含めた集団健診の実施

- ・ 商業施設等を活用した集団健診（まちかど健診）の実施【拡大】
- ・ 40歳に到達する被扶養者に対するダイレクトメールによる特定健診制度紹介及び受診勧奨

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を64.4%以上とする
- 2）事業者健診データ取得率を13.6%以上とする
- 3）被扶養者の特定健診実施率を29.8%以上とする

（内訳）

- ・ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：170,501人）
 - 1）生活習慣病予防健診 実施率 64.4%（実施見込者数：109,803人）
 - 2）事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：23,188人）
- ・ 被扶養者（実施対象者数：38,254人）
 - 3）特定健康診査 実施率 29.8%（実施見込者数：11,400人）

③特定保健指導実施率及び質の向上

◆被保険者の特定保健指導実施者数の拡大

【健診機関との取り組み】

- ・ 契約健診機関との特定保健指導実施者数拡大に向けた定期的な打合せの実施
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関での特定保健指導の外部委託拡大勧奨の実施

【外部委託機関との取り組み】

- ・ 外部委託機関によるタブレットを使用した遠隔面談の推進
- ・ 検診車による生活習慣病予防健診実施時におけるオンライン面談の推進
- ・ 外部委託機関を活用した継続支援の実施
- ・ 直営保健指導者不在地域、休日・夜間等の特定保健指導を希望する事業所の専門機関への外部委託の実施

【事業所に対する取り組み】

- ・ 事業者健診データ提供事業所への早期及び確実な特定保健指導案内の実施
- ・ 新規適用事業所を対象とした利用勧奨の実施

【その他】

- ・ 成果を重視した特定保健指導の推進
- ・ 過去の特定保健指導受け入れデータ等に基づく、効率的な特定保健指導日程の調整
- ・ 研修会等での保健指導者のスキルアップ等による初回面談中断率、途中面談中断率の低減

◆被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大

- ・ 支部保健指導者によるタブレットを活用した遠隔面談の実施
- ・ 協会主催の集団健診時を活用した特定保健指導の実施
- ・ 被扶養者への保健指導事務説明会の開催【新規】
- ・ 保健指導未実施者への利用券の再送付【新規】

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施

は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を25.0%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を4.4%以上とする

(内訳)

- ・被保険者(特定保健指導対象者数：33,930人)
 - 1) 特定保健指導 実施率 25.0% (実施見込者数：8,483人)
- ・被扶養者(特定保健指導対象者数：3,290人)
 - 2) 特定保健指導 実施率 4.4% (実施見込者数：145人)

④重症化予防対策の推進

◆未治療者に対する受診勧奨

- ・外部委託機関を活用した受診勧奨の更なる実施(LDLコレステロール値に着目した受診勧奨の開始)【拡大】
- ・岩手県、岩手県医師会と連携した受診勧奨の実施

◆糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・岩手県の基準により選定した対象者への糖尿病性腎症予防プログラム参加勧奨(文書及び電話)及び参加勧奨への

専門機関による実施

- ・腎機能の低下が認められる者に対して、受診勧奨の実施【新規】

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤コラボヘルスの推進

- ・「いわて健康経営宣言」登録事業所数の拡大
- ・「いわて健康経営宣言」登録事業所へ付与するインセンティブの充実
- ・「職場の健康チェックシート」を活用した宣言登録事業所の健康づくり促進
- ・事業所健康度診断(事業所カルテ)や健康づくりに寄与する情報の提供
- ・健康経営宣言の宣言項目標準化後の質の向上に向けた事業所への働きかけの強化
- ・健康経営実践支援会議参画団体等（県、経済団体、マスコミ、民間生保会社）と連携した健康経営の取組の推進
- ・産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス対策の推進

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を1,830事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

⑥その他保健事業

- ・関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
- ・歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施
- ・血圧リスク保有者の自発的取り組みを促す情報発信
- ・推定塩分摂取量測定による減塩啓発および調査研究事業の実施

○医療費適正化

①医療資源の適正使用

- ・ジェネリック医薬品及びバイオシミラー（バイオ医薬品）の使用促進
- ・電車中吊り広告を活用したジェネリック医薬品使用促進広告の実施
- ・上手な医療のかかり方に係る働きかけとして、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点について加入者への周知・啓発

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする
（※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

◆医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・岩手県医療審議会、岩手県医療審議会医療計画部会での意見発信

◆医療提供体制に係る意見発信

- ・地域医療構想調整会議や医療審議会における意見発信
- ・保険者協議会での意見発信、連携した取組みの推進
- ・標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した分析結果及び岩手県から提供される医療データ等を活用した意見発信

◆医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・岩手県健康推進計画推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県循環器病対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会における情報、意見発信

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・各種広報媒体を活用したインセンティブ制度及び各インセンティブ指標の結果の周知、結果に基づいた次年度広報等への活用

	<p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>◆ 広報関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報計画に基づいた本部と連携した統一的・計画的な広報の実施 ・ 地域・職域特性を踏まえた情報発信 ・ WEB を活用した効果的な広報の推進 ・ ラジオ CM を活用した支部事業の周知 ・ 日本年金機構等との連携による広報の実施 ・ 健康保険委員専用広報紙による広報の実施 ・ メールマガジンの定期（臨時号含む）配信および登録者数の拡大 ・ 「岩手県民健康応援キャンペーン」による健康経営の推進等に関する広告の掲載 ・ マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信 <p>◆ 健康保険委員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険委員会、社会保険協会、日本年金機構等と連携した研修会の開催 ・ 新規適用事業所などへの勧奨文書や本部作成パンフレットの送付、納入告知書同封チラシ等による定期的な勧奨 ・ 外部委託業者を活用した委嘱勧奨、年金委員研修会や各種研修会における委嘱勧奨 ・ 健康保険委員表彰の実施 ・ 健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による事業参画 ・ 健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握および事業への反映 <p>■ KPI： 1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.8%以上とする</p> <p style="padding-left: 40px;">1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整</p>	<p>○ 人事・評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネージャー会議等を活用した管理職の育成

備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施および目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底 ・ 評価結果のフィードバック等を活用した職員の意識改革 <p>○ 保険者機能発揮のためのデータ分析・意見発信力向上に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進 ・ 本部研修への職員の参加と伝達研修の実施 ・ CS 向上、レセプト点検、保健指導のスキルアップ等の支部の課題解決のための研修実施による人材育成 <p>○ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護および情報セキュリティ研修の実施 ・ 情報セキュリティ確認テストの実施とフィードバック ・ 支部独自研修および伝達研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止 ・ 自主点検の着実な実施（半期に1回） ・ 内部統制の強化 <p>○ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修の実施 ・ コンプライアンス委員会の実施（半期に1回以上） <p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札案件の業者への声掛け、公告期間や納期までの期間の十分な確保及び複数者からの見積書の徴取 ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告を実施 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
---	--